

## 2 指導監督基準に基づく指導監督の状況

特別民間法人等に対する所管府省の指導監督は、その設立根拠となっている特別の法律に基づき行われるほか、特別民間法人については、特別民間法人指導監督基準により、特別法人については、特別法人指導監督基準により行われている。

### (特別民間法人指導監督基準)

特別民間法人指導監督基準は、整理合理化計画において、特別民間法人については、「公益法人に対する指導監督基準の在り方を踏まえ、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する」こととされたことに基づき、平成 14 年 4 月 26 日に閣議決定された。

その内容は、特別民間法人の事務・事業、役員人事、財務・会計、情報公開等運営全般にわたる統一的なものとなっている。

特別民間法人指導監督基準において、その対象は、「民間の一定の事務・事業について、公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。（略））」とされている。

また、その概要は、事業に関する事項、特別民間法人の機関に関する事項、財務及び会計に関する事項、株式の保有等に関する事項、情報公開に関する事項、基準の適用に当たって所管府省に求められる措置等となっている（資料 1 参照）。

### (特別法人指導監督基準)

特別法人指導監督基準は、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、平成 18 年度末までに、独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合及び特別民間法人を除く特別の法律により設立される法人についても所要の見直しを行うこととされたことに伴い、見直しに当たっての統一的な基準として、平成 18 年 8 月 15 日に閣議決定された。

特別法人指導監督基準において、その対象は、商法（明治 32 年法律第 48 号）及び民法（明治 29 年法律第 89 号）以外の法律に基づき設立され、全国を地区とする法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合及び特別民間法人を除く。）のうち、①法律により国の事務を行うことが規定されているもの、②法人が行った事務について行政不服審査法又は設立根拠法に基づく国に対する審査請求、異議申出の制度があるもの、③国からの補助金等と密接な関係を有する業務を行うもの、④国が当該法人の借入れ等に係る債務の保証をすることができることとされているもののいずれかに該当する法人（上部団体等が特別民間法人又は特別法人であるものを除く。）とされている。

また、その概要は、業務の見直しに関する事項、特別法人の機関等に関する事項、情報公開に

関する事項、定期的な見直し等となっている（資料 2 参照）。

## (1) 特別民間法人に対する指導監督の状況

### ア 指導監督基準に基づく指導監督の成果

総務省行政管理局が毎年度取りまとめて公表している（注）各所管府省の指導監督状況によると、指導監督基準への適合状況は図表 I - 2 - 1 のとおりであり、特別民間法人指導監督基準による指導監督の開始時に比べて、基準適合率は着実に上昇してきている。

（注） 総務省行政管理局は、特別民間法人指導監督基準 7 (1)において、各所管府省が毎年度公表する指導監督状況及びその結果を取りまとめて整理することとされている。

（参考）特別民間法人指導監督基準（抜粋）

#### 7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

(1) 所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものをとりまとめて整理すること。

（注）下線は、当省が付した。

図表 I - 2 - 1 特別民間法人指導監督基準に係る基準適合率の変化

区 分	平成 15 年度	平成 23 年度
基準適合率	83.9%	97.9%
基準適合事項延べ数	1,068 事項	1,329 事項
適用対象延べ事項数	1,273 事項	1,358 事項
対象法人数	36 法人	38 法人

（注） 1 総務省行政管理局の公表資料を基に当省が作成した。

2 総務省行政管理局は、指導監督基準が策定された平成 14 年度の指導監督状況も公表しているが、現在とは公表内容が異なるため、比較可能な形式となった 15 年度を起点とした。

3 上記「対象法人数」には、日本勤労者住宅協会が含まれている。

### イ 平成 23 年度の指導監督状況

#### (7) 特別民間法人指導監督基準の内容と基準適合性の判断との関係

特別民間法人指導監督基準の内容をみると、業務、財務等に関する資料について、主たる事務所への備付け、一般への閲覧及びインターネットによる公表を行うこととされているように、特定の措置の実施を求める事項や役員に占める所管府省等出身者の割合（役員現在数の 3 分の 1 以下）等の定量的な基準が示されている事項など、基準適合性の判断がある程度機械的に可能であると考えられる事項がある一方で、求める措置の内容が定性的であることなどから、基準適合性の判断が難しいと考えられる事項がある。

本調査では、そうした基準適合性の判断が難しいと考えられる事項については、図表 I

－ 2 － 2 の摘要欄に記載したように、「Ⅰ 特別の法律により設立される民間法人等の全体像」で特別民間法人の実態の紹介にとどめたほか、「Ⅱ 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進」で個別に取り上げた。

図表Ⅰ－ 2 － 2 基準適合性の判断が難しいと考えられる事項一覧

区分	基準適合性の判断が難しいと考えられる基準	摘要
内容が定性的な事項	経常的運営に要する経費が国等からの補助金等に依存していないこと	Ⅰ 2 (1) イ (イ) ①、②参照
	国等からの補助金等割合の低減化措置に努めていること	
	制度的に独占となる事務・事業は、法人の従たる事務・事業にとどまっていること	Ⅱ 2 (2) 参照
	法人に本来予定されている事務・事業に係る手数料等の額が適正なものとなっていること	
	自主事業に係る手数料等により法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと	
	・役員等の定数は、法人の実態に照らして適正な数となっていること ・適正な監査機能を発揮する上で十分な体制とすること	Ⅰ 1 (1) ウ (ア) ①、(イ)①参照
	役員等の報酬等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与・退職手当や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額に過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること	Ⅰ 1 (1) ウ (ウ) 参照
	役員を兼ねる評議員の割合は、評議員会等を実質的に支配するに至らない程度にとどまっていること	
	余裕金 (財産) は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負うことのないよう適切な運用が行われていること	Ⅱ 2 (1) 参照
	引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっていること	
講ずるべき措置の具体的内容等が必ずしも明らかでない事項	当該事務・事業の独占によって法人の事務・事業全体が実態上独占とならないよう、所要の是正措置が講じられていること	何らかの措置を講じていることは確認した。
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、法令又は定款等に基づき行為規制を課す等独占の弊害を克服するための十分な措置が講じられていること	
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合には、必要に応じ行為規制を課す等法人の事務・事業が独占の弊害を生まないよう十分な措置が講じられていること	
	・手数料等を徴収している事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われていること ・その収支状況がインターネットで公表されていること	Ⅱ 2 (2) 参照
	法人の事務・事業が公正に行われることを担保するため必要な措置が講じられていること	何らかの措置を講じていることは確認した。
	役員等については、その事務・事業の内容に応じ、国家公務員に準じた規律に服することとするなど、その事務・事業の公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等が定められていること	
	役員会については、役員の大数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること	
	組合等の社団的性格の法人の総会等については、その構成員の大数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること	

区分	基準適合性の判断が難しいと考えられる基準	摘要
	社団的性格の法人の構成員が多数であったり全国に散在する等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること 評議員会等については、評議員等の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること	

(注) 当省が作成した。

#### (イ) 経常的運営に要する経費の国等からの補助金等への依存の状況等

基準適合性の判断が難しいと考えられる事項のうち、①経常的運営に要する経費が国等からの補助金等に依存していないかどうか、及び②国等からの補助金等割合の低減化措置に努めているかどうかについてみると、次のような状況がみられた。

- ① 国等から補助金等の交付を受けている特別民間法人について、事業の経常的運営に要する経費に対する国等からの補助金等収入の割合をみると図表 I-2-3 のとおりとなっている。
- ② 平成 21 年度から 23 年度において、国等からの補助金等（本項目②においては、委託費を除く。）が低減傾向である 12 法人について、補助金等の低減化のための措置と低減化による影響をみると図表 I-2-4 のとおり、補助金等の削減に伴い事業収支が悪化したり事業実績も低減化した法人が 11 法人あった一方、事業の整理や組織のスリム化などの努力により主たる事業の実施規模を補助金等の削減前の水準に保っている法人も僅かながらあった。

図表 I - 2 - 3 特別民間法人における経常的運営経費に占める国等からの補助金等による収入の割合

(単位:千円)

法人名	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
高圧ガス保安協会	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	2,530,707	2,579,365	2,508,832	2,461,739	2,409,376	
	補助金等総計	873,362	835,820	561,210	517,828	406,692	
建設業労働災害防止協会	補助金依存率	6.8%	6.8%	6.6%	6.1%	4.1%	
	経常的経費に充てられる補助金等	370,962	356,840	353,975	282,322	173,952	
	収入※	5,456,393	5,260,326	5,338,035	4,628,302	4,202,354	
	補助金等総計	1,024,514	957,315	918,723	672,040	319,561	
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	補助金依存率	8.8%	9.4%	9.9%	8.2%	6.4%	
	経常的経費に充てられる補助金等	243,086	244,005	233,030	185,169	130,103	
	収入※	2,753,234	2,604,912	2,355,680	2,258,802	2,044,236	
	補助金等総計	273,868	265,690	260,576	204,881	130,103	
林業・木材製造業労働災害防止協会	補助金依存率	17.9%	18.5%	16.6%	13.3%	10.9%	
	経常的経費に充てられる補助金等	283,630	281,717	270,665	201,372	129,442	
	収入※	1,583,999	1,521,927	1,634,726	1,512,833	1,191,017	
	補助金等総計	367,157	365,913	349,304	220,207	129,442	
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	補助金依存率	31.7%	31.5%	31.4%	30.7%	20.8%	
	経常的経費に充てられる補助金等	237,894	238,128	226,509	201,964	153,446	
	収入※	751,342	755,949	722,259	657,572	736,163	
	補助金等総計	237,894	238,128	226,509	201,964	153,446	
鉱業労働災害防止協会	補助金依存率	50.6%	50.3%	52.0%	51.8%	40.5%	
	経常的経費に充てられる補助金等	96,467	91,913	93,961	89,166	53,532	
	収入※	190,459	182,826	180,718	171,972	132,039	
	補助金等総計	96,467	91,913	93,961	89,166	53,532	
中央労働災害防止協会	補助金依存率	10.5%	11.1%	13.3%	10.9%	10.8%	
	経常的経費に充てられる補助金等	1,167,151	1,161,417	1,377,588	950,378	802,764	
	収入※	11,074,705	10,434,761	10,356,889	8,690,684	7,415,937	
	補助金等総計	4,828,838	4,378,454	4,980,169	3,147,624	2,182,763	
全国社会保険労務士会連合会	補助金依存率	10.2%	0.9%	6.4%	3.6%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	217,533	21,725	206,000	156,400	0	
	経常的経費	2,136,890	2,355,595	3,202,939	4,371,501	4,087,555	
	補助金等総計	217,533	345,219	1,435,113	2,543,883	2,128,192	
企業年金連合会	補助金依存率	5.6%	5.1%	6.2%	2.2%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	494,564	480,573	461,236	177,842	0	
	経常的経費	8,879,319	9,435,900	7,482,049	8,265,614	7,972,802	
	補助金等総計	24,950,656	25,395,425	24,805,515	24,199,278	23,277,600	
漁船保険中央会	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	1,639,457	1,651,387	1,748,987	1,608,475	1,537,647	
	補助金等総計	6,696,782	6,519,339	5,701,651	5,627,277	9,193,016	
全国漁業共済組合連合会	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	860,682	763,309	898,582	937,416	677,530	
	補助金等総計	6,344,846	9,638,349	11,504,650	9,130,028	44,861,200	

法人名	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
全国農業会議所	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	基金から平成22年度に約6.7億円、平成23年度に約17億円を国庫返納
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	569,714	554,440	505,094	519,707	493,447	
	補助金等総計	318,583	10,821,064	14,817,128	3,036,261	4,983,498	
全国農業協同組合中央会	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	4,263,817	4,283,322	4,687,614	5,237,278	5,260,658	
	補助金等総計	1,236,771	832,988	652,068	360,083	133,520	
日本商工会議所	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	2,849,668	2,634,075	2,944,963	3,065,376	2,981,848	
	補助金等総計	2,706,177	7,874,297	3,771,760	5,230,179	12,668,433	
全国商工会連合会	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	基金から平成22年度に約35億円、23年度に約300万円を国庫返納
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	424,500	487,031	522,243	540,546	646,861	
	補助金等総計	3,125,621	8,111,436	3,002,781	2,598,167	2,542,370	
全国中小企業団体中央会	補助金依存率	24.2%	25.2%	22.0%	21.5%	22.2%	
	経常的経費に充てられる補助金等	117,323	115,108	99,948	99,596	101,290	
	経常的経費	483,994	457,043	453,358	462,383	456,219	
	補助金等総計	1,300,910	9,144,506	31,984,647	42,053,368	3,058,213	
名古屋中小企業投資育成株式会社	補助金依存率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	経常的経費に充てられる補助金等	0	0	0	0	0	
	経常的経費	793,837	728,820	695,716	639,128	678,356	
	補助金等総計	0	0	1,540	1,541	0	
自動車安全運転センター	補助金依存率	1.7%	1.2%	0.9%	0.8%	0.1%	
	経常的経費に充てられる補助金等	111,000	82,272	59,122	50,811	6,403	
	経常的経費	6,532,106	6,645,102	6,395,605	6,249,585	5,850,332	
	補助金等総計	111,000	82,272	59,122	50,811	6,403	
社会保険診療報酬支払基金	補助金依存率	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.6%	
	経常的経費に充てられる補助金等	233,315	233,027	232,809	232,528	486,369	
	収入※	91,811,980	87,253,330	84,743,279	81,022,542	79,214,399	
	補助金等総計	18,305,478	35,278,558	25,902,386	25,977,412	71,477,171	
中央職業能力開発協会	補助金依存率	21.0%	20.5%	19.0%	18.3%	16.9%	基金から平成21年度に約3,534億円、23年度に255億円を国庫返納
	経常的経費に充てられる補助金等	732,514	730,759	681,212	482,889	441,343	
	経常的経費	3,492,472	3,572,132	3,579,516	2,645,632	2,608,276	
	補助金等総計	2,075,421	2,257,902	702,205,996	212,917,511	25,017,992	

(注)1 当省の調査結果による。

2 「経常的経費に充てられる補助金等」欄には、「経常的経費」の原資になっている補助金等を記載した。ただし、プロジェクトを特定して補助するものは除く。

3 経常的経費の欄に「収入※」とした法人は、本調査において、「収入額」を回答してきたため、経常的経費の代わりに「収入」を用いて、補助金依存率を計算した。

4 「補助金等総計」欄には、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人からの補助金(基金造成のための補助金も含む。)、負担金、交付金、補給金及び委託費の合計額を記載した。

図表 I-2-4 補助金等の低減化とその影響

法人 類型	区分	法人名	補助金等名	年度	金額 (千円)	影響の内容
特別民間法人	災害防止	建設業労働災害 防止協会	労働災害防止対 策費補助金	21	353,975	① 平成23年度から①補助対象から管理費及び間接部門の 人件費が外れ、②補助対象事業は中小規模事業場 に対するものへと整理され、③事業に対する補助率 が、従来10/10以内補助から3/4以内補助へと変更 になった。 このような補助金の低減は、法人の事業収支及び事 業規模に影響を与えているものと考えられ、これに 対応するため、法人は組織のスリム化を図り、人件 費の削減を行うとともに、事業をより効率的に実施 することとしたが、事業収支は依然として厳しい状 況にある。
				22	282,322	
				23	173,952	
	災害防止	陸上貨物運送事 業労働災害防止 協会	労働災害防止対 策費補助金	21	233,030	
				22	185,169	
				23	130,103	
	災害防止	林業・木材製造 業労働災害防止 協会	労働災害防止対 策費補助金	21	270,665	
				22	201,372	
				23	129,442	
	災害防止	港湾貨物運送事 業労働災害防止 協会	労働災害防止対 策費補助金	21	226,509	
				22	201,964	
				23	153,446	
災害防止	鉱業労働災害防 止協会	労働災害防止対 策費補助金	21	93,961		
			22	89,166		
			23	53,532		
災害防止	中央労働災害防 止協会	労働災害防止対 策費補助金	21	1,365,080		
			22	950,378		
			23	802,764		

法人 類型	区分	法人名	補助金等名	年度	金額 (千円)	影響の内容
事業者 団体	事業者 団体	全国漁業共済組 合連合会	漁業共済事業実 施費等補助金	21	70,652	—
				22	41,140	
				23	39,083	
	事業者 団体	全国農業会議所	農地制度実施円 滑化対策事業費 補助金	21	41,647	②
				22	34,962	
				23	14,023	
		外国人技能実習 受入れ適正化支 援事業費補助金	21	75,071	②	
			22	77,225		
			23	59,305		
	事業者 団体	全国農業協同組 合中央会	農業経営安定事 業費補助金	21	295,951	③
				22	287,840	
				23	113,161	
	事業者 団体	全国中小企業団 体中央会	中小企業連携組 織対策推進事業 費補助金	21	840,567	②
				22	784,341	
				23	421,584	
	その他	自動車安全運転 センター	自動車事故対策 費補助金	21	30,122	①
				22	26,364	
				23	6,403	
その他	中央職業能力開 発協会	技能向上対策費 補助金	21	681,212	③	
			22	482,889		
			23	441,343		
特別法 人	年金・保 険・共 済	国民年金基金連 合会	国民年金基金連 合会事務費補助 金	21	1,023,524	④
				22	168,692	
				23	100,609	
	事業者 団体	全国石油商業組 合連合会	石油製品販売業 環境保全対策事 業費補助金	21	1,582,098	②
22				809,425		
23				288,339		

(注)1 当省の調査結果による。

2 平成21～23年度に継続して交付されている補助金等(本表においては、委託費を除く。)のうち補助金額が低減している補助金を対象とした。

- ① 補助金の削減に伴い、事業収支が悪化しているもの
- ② 補助金の削減に連動し、事業実績も低減しているもの
- ③ 補助金の削減に対し、補助事業の整理を行うことで主たる事業には大きな影響を及ぼしていないもの
- ④ 補助金の削減により、減少した収入を賄うため手数料等の引上げ等が行われたもの

「—」補助金の削減が継続的事業に影響を及ぼしていないもの



## (ウ) 平成 23 年度の指導監督状況

特別民間法人指導監督基準のうち、基準適合性の判断が難しいと考えられる事項として図表 I - 2 - 2 に掲げた 22 事項を除く 101 事項について、特別民間法人 37 法人のうち農林中央金庫を除く 36 法人（注 1）の平成 23 年度における基準適合状況を調査した結果、基準適合率は 87.7% であった。

（注 1）所管府省である農林水産省は、農林中央金庫について、特別民間法人指導監督基準 7.（1）ただし書に基づき、特別民間法人指導監督基準ではなく、共管の金融庁と連携して、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしているため、本調査では、特別民間法人指導監督基準への対応に関する項目（I 2 及び II 1）においては対象から除いている。

（参考）特別民間法人指導監督基準（抜粋）

### 7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

(1) 所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理すること。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行っておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているものについては、本基準にかかわらず、その特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができるものとする。

（注）下線は、当省が付した。

（注 2）適用対象延べ 1,394 事項中 1,222 事項が適合。なお、適用対象延べ事項数が総務省行政管理局の公表内容と異なっているのは、当該公表においては、主に機関に関する事項などについて、省略や複数の内容をまとめて 1 事項とするといった扱いとなっていることなどによる。

少なくとも外形上基準に適合していなかった事項は、主に役員等の在任年齢規程の整備や評議員会等の第三者的性格を有する機関による業務実績評価の実施等に係る事項であって、後述の「II 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進」の「1 指導監督基準に沿った法人の運営」において、個別に整理した。

## (2) 特別法人に対する指導監督の状況

### ア 指導監督基準の内容と基準適合性の判断との関係

特別法人指導監督基準の内容をみると、特別民間法人指導監督基準と同様、基準適合性の判断が難しいと考えられる事項があり、本調査では、そうした基準適合性の判断が難しいと考えられる事項については、図表 I - 2 - 5 の摘要欄に記載したように、「I 特別の法律により設立される民間法人等の全体像」で法人の実態の紹介にとどめたほか、「II 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進」で個別に取り上げた。

図表 I-2-5 基準適合性の判断が難しいと考えられる事項一覧

区分	基準適合性の判断が難しいと考えられる基準	摘要
内容が定性的な事項	国等からの補助金等割合の低減化措置に努めていること	I 2 (2)イ参照
	余裕金（財産）は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負うことのないよう適切な運用が行われていること	
講ずるべき措置の具体的内容等が必ずしも明らかでない事項	・手数料等を徴収している事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われていること ・その状況がホームページへ掲載されているなど国民が容易にその内容を把握できるような適切な手段により公表されていること	II 2 (2)参照
	法律の規定に基づく登録等に関わる役職員については、公務員に準じた規律に服することなど、事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること	何らかの措置を講じていることは確認した。
	役員会については、役員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること	
	組合等の社団的性格の法人の総会等については、その構成員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること	
社団的性格の法人の構成員が多数であったり全国に散在する等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること		

(注) 当省が作成した。

#### イ 国等からの補助金等割合の低減化措置に努めていること

基準適合性の判断が難しいと考えられる事項のうち、国等からの補助金等割合の低減化措置に努めているかどうかについてみると、次のような状況がみられた。

平成 21 年度から 23 年度において、国等からの補助金等が低減傾向である 2 法人について、補助金等の低減化のための措置と低減化による影響をみると図表 I-2-4 のとおり、補助金等の削減に伴い事業実績も低減化した法人がある一方、事業の実施規模を補助金等の削減前の水準に保つため、特例的な処理や手数料の新設等を行った法人があった。

#### ウ 指導監督状況の概況

これまで各所管府省の指導監督状況が取りまとめられたことはないため、特別法人指導監督基準による指導監督が開始されて以降の基準適合状況の変化は不明である。

特別法人指導監督基準のうち、基準適合性の判断が難しいと考えられる事項として図表 I-2-5 に掲げた 8 事項を除く 77 事項について、特別法人 12 法人の平成 23 年度における基準適合状況を調査した結果、基準適合率は 98.7% (適用対象延べ 231 事項中 228 事項が適合) であった。